

平成二十年十一月十一日受領  
答弁第一七四号

内閣衆質一七〇第一七四号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納基地所属セスナ機の墜落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納基地所属セスナ機の墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの嘉手納飛行クラブは、米側の説明によれば、嘉手納飛行場第十八任務支援群に属する機関であり、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第十五条に定める歳出外資金による諸機関であるとのことである。

米側の説明によれば、当該飛行クラブには、米軍の構成員及びその家族並びに米軍の軍属等が入会することができ、入会者はパイロットの資格を有する者に限られないとのことであり、また、当該飛行クラブの会員数は、平成二十年十月末現在、約百五十名であるとのことである。

二について

お尋ねの本件事故とは、平成二十年十月二十四日の沖縄県名護市における嘉手納飛行クラブ所属のセスナ機の事故（以下「本件事故」という。）を指すものと考えますが、本件事故に係るセスナ機は、米側の説明によれば、米空軍規則に基づき、米空軍の財産として登録されているとのことである。また、米側の説

明によれば、平成二十年十月末現在、嘉手納飛行クラブは五機のセスナ機を運用しているとのことである。  
三及び六について

お尋ねの嘉手納飛行クラブ所属のセスナ機の航行が、公務中であるか公務外であるかについては、個別  
具体の状況に即して判断する必要があるが、一概にお答えすることはできない。

本件事故の公務性については、現在捜査中の具体的事件に係るものでもあることから、答弁を差し控え  
たい。

日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊  
の構成員又は被用者に対する請求権については、加害者本人が責任を負うべきものであり、当事者間にお  
いて解決されることが原則であるものの、かかる方法で解決されない場合には、日米地位協定第十八条6  
の規定に基づき、適切に処理されることとなる。

四について

お尋ねの本件事故を起こしたセスナ機等の有視界飛行方式により飛行しようとする航空機に係る航空法  
(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十七条第二項に規定される飛行計画の通報については、航空法

施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第一項各号に掲げる事項（ただし、第十号に掲げる事項を除く。）を同条第二項の規定に基づき口頭（無線電話によるものを含む。）又は文書により、空港事務所長又は空港出張所長（空港・航空路監視レーダー事務所長を含む。）に対し、原則として事前に行うこととされており、その取扱いは米軍施設及び区域と民間空港との間を飛行する場合も同じである。

五について

沖縄県警察によると、お尋ねの本件事故に係る機体の差押えについては、平成二十年十月二十五日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百三十八号）第十三条の規定に基づき、沖縄県名護警察署長から合衆国軍隊の権限ある者である嘉手納飛行場第十八任務支援群司令官に対して同意を求めたところ、同司令官の同意は得られなかったとのことである。

政府としては、同司令官が同意しなかった理由を承知していないが、米側は、日米地位協定についての合意された議事録の第十七条10(a)及び(b)に関する規定2において、日本国の当局は、通常、合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行う権利を行使しないこととされていることを踏まえ、機体につ

いては合衆国軍隊の財産であるとして回収したものと認識している。

七について

お尋ねの本件事故に係るセスナ機に関する飛行計画書の提出の有無については、嘉手納飛行場から奄美空港への飛行計画の通報を受理しておらず、奄美空港から嘉手納飛行場への飛行計画の通報を受理したところである。

沖縄県名護警察署から国土交通省大阪航空局奄美空港出張所に対して、平成二十年十月三十一日付けで本件事故に係るセスナ機の飛行計画書の内容に関する照会があり、同出張所は同日付けで回答した。

なお、国土交通省航空局として、御指摘のあった「事故が、日米地位協定の特例にあたるケースで、飛行計画書を公表すれば、アメリカ軍の運用に関わるおそれがある」との回答を日本放送協会に対し行った事実はない。